

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7月25日
【会社名】	ローランド株式会社
【英訳名】	Roland Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三 木 純 一
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1
【電話番号】	(053) 523 - 0254
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 杉 浦 俊 介
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市北区細江町中川2036番地の1
【電話番号】	(053) 523 - 0254
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 杉 浦 俊 介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年12月27日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を提出していますが、当該臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

1 提出理由

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容
- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

1 提出理由

(訂正前)

当社は平成25年11月6日開催の取締役会において、当社の特定子会社を解散し清算することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものです。

(訂正後)

当社は平成26年7月25日開催の取締役会において、当社の特定子会社の臨時株主総会で資本金の減少について付議することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものです。

2 報告内容

(訂正前)

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	Roland Europe S.p.A
住所	Via L Da Vinci,11 Zona Industriale,63075 Acquaviva Picena (AP). ITALY
代表者の氏名	Alfredo Maroni
資本金の額	9,928千ユーロ
事業の内容	電子楽器の開発・製造

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 19,092,361個

異動後 - 個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	<u>- %</u>

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

事業環境及び市場動向の変化により、近年は業績面で苦戦を強いられており、当社が構造改革を推し進める中で、これ以上の事業継続は困難であると判断したため、Roland Europe S.p.Aを解散することとしました。

異動の年月日

清算終了日は未定です。

(訂正後)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	Roland Europe S.p.A
住所	Via L Da Vinci,11 Zona Industriale,63075 Acquaviva Picena (AP). ITALY
代表者の氏名	<u>Giuseppe Tranchini (Liquidator)</u>
資本金の額	<u>9,928千ユーロ(注)</u>
事業の内容	電子楽器の開発・製造

(注)平成26年8月1日の減資後の資本金の額は、10千ユーロとなります。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	19,092,361個
異動後	<u>1個</u>

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	<u>100%</u>

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当該特定子会社は、現在清算手続き中ですが、同社の累計損失を消却するため減資を行うことについて同社の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。この減資に伴い、資本金の額が当社資本金の額の100分の10に相当する額未満となるため、同社は特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日

平成26年 8月 1日